

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年2月22日

契約担当官

小笠原総合事務所長 渡辺道治

1 一般競争に付する事項

- (1) 調達案件の名称及び数量 令和5年度 小笠原総合庁舎清掃委託業務 一式
- (2) 調達案件の概要 入札説明書による
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 東京都小笠原村父島字東町 小笠原総合庁舎
- (5) 入札金額

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のD等級以上に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 競争入札資格を確認するための資料等提出期限
令和5年3月7日（火） 17:00

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先
〒100-2101

東京都小笠原村父島字東町

小笠原総合事務所総務課（小笠原総合庁舎2階）

電話04998-2-2245

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所

令和5年2月22日（水）から令和5年3月7日（火）までの

9:00～12:00、13:30～17:00（土、日、祭日除く。）

小笠原総合事務所総務課（小笠原総合庁舎2階）

- (3) 入札説明書の交付方法

書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は交付場所に問い合わせること。

(4) 入札書の受領期限

令和5年3月16日(木)17:00まで

(郵送の場合は受領期限までに必着すること。)

(5) 開札の日時及び場所

令和5年3月17日(金)10:00~

小笠原総合事務所会議室(小笠原総合庁舎2階)

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

全額免除

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予算決算及び会計令第86条の調査を行うものとする。

以 上 公 告 す る。

入札説明書

- 1 件名 令和5年度 小笠原総合庁舎清掃委託業務
- 2 競争入札資格を確認するための資料等提出期限
令和5年3月7日(火) 17:00
(競争入札資格確認通知は期限後1週間以内に行う。)
- 3 入札書の受領期限
令和5年3月16日(木) 17:00まで
(郵送の場合は受領期限までに必着すること。)
- 4 開札の日時及び場所
日時 令和5年3月17日(金) 10:00~
場所 小笠原総合事務所会議室(小笠原総合庁舎2階)
- 5 契約期間・場所
期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
場所 東京都小笠原村父島字東町 小笠原総合庁舎
- 6 作業方法 仕様書による。
- 7 支払条件 作業完了確認後、作業を実施した月の翌月払いとする(月払い)。
- 8 入札書・委任状
(1) 様式は別紙による。
(2) 代表者以外の入札者は、委任状を提出すること。
(3) 入札者又はその代理人は、上記2の指定日時までに競争参加資格を証明する書類
(資格決定通知書の写し)を提出すること。
- 9 説明書等配布書類
 - ・入札説明書
 - ・入札書及び委任状
 - ・庁舎清掃委託仕様書、図面及び令和5年度 庁舎清掃委託年間工程表(案)
 - ・契約書(案)
 - ・入札心得書
- 10 連絡先
小笠原総合事務所総務課庶務係長 高山 陽一 電話: 04998-2-2245

以上

入札書

令和 年 月 日

契約担当官

小笠原総合事務所長 殿

住 所 印

会 社 名 印

代表者名 印

(代理人名) (印)

1 入札金額 ¥ _____

(参考)

入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満端数切り捨て)

¥ _____

2 入札件名 令和5年度 小笠原総合庁舎清掃委託業務

3 入札条件 契約書及び仕様書その他一切契約担当官の指示のとおりとする。

上記のとおり入札いたします。

委任状

令和 年 月 日

契約担当官

小笠原総合事務所長 殿

住 所

会 社 名

印

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

1 受任者

印

2 委任事項

小笠原総合事務所において実施される「令和5年度 小笠原総合庁舎
清掃委託業務」の入札に関する一切の権限

3 委任期間

自 年 月 日
至 年 月 日

庁舎清掃委託仕様書

1. 件名 令和5年度 小笠原総合庁舎清掃委託業務

2. 清掃場所 小笠原総合庁舎

3. 清掃面積及び回数

内 容	面 積	清掃回数
ホール	42.69㎡	毎週1回
階段及び廊下床	245.10㎡	毎週1回
便所	39.54㎡	毎日
2階執務室	287.62㎡	毎月1回
3階執務室	285.67㎡	毎月1回
窓ガラス	154.05㎡	年4回

4. 期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

5. 清掃方法

(1) ホール、階段、執務室及び廊下床清掃

作業内容

- (ア) 洗剤及び電動研磨機を用い塵埃等の除去を行う。
- (イ) 洗剤汚染を拭き取り乾燥させる。
- (ウ) 樹脂ワックスの一層塗りを行う。
- (エ) ゴミ箱等のゴミは、収集した後庁舎外へ搬出すること。

清掃材料

次の製品と同等以上のものを小笠原総合事務所（以下「委託者」という。）の承認を受けたうえ使用する。ただし、洗剤・剥離剤は無リンとする。

	KK リンレイ製	ペンギン KK 製	ジョンソン KK 製
洗剤	ネオラクリーン	ダイヤクリーン	ホワード
樹脂ワックス	パーモスター	CT90	ジョンスター
剥離剤	クリアー		インプレス

(2) 便所清掃

作業内容

- (ア) 床は、洗剤を用い、塵埃等の除去を行う。
- (イ) 便器、洗面台、流し台及び便所の立ち上がりは、洗剤及びブラシを用い塵埃等の除去を行う。
- (ウ) 洗剤汚染を拭き取り乾燥させる。

(3) 作業期日

ホール、階段及び廊下床の清掃は毎週 1 回。

樹脂ワックスの一層塗りは、月 1 回とし第 2 土曜日に行うこととする。

便所の清掃は毎日 1 回(ただし、土・日曜日・休日及び閉庁日を除く。)とする。

※ 自然災害その他のやむを得ない事情がある場合は、委託者の承認により、免除することができる。

窓ガラス清掃の作業日は、日曜日及び休日以外の日とし、委託者の承認を受けたうえで行う。

上記の変更は、遅くとも実施日の 3 日前までに委託者に報告する。

6 . その他

この清掃方法は、作業の概要を示すものである。詳細な部分については、現場の状況に応じて委託者の指示に従って行う。

この作業に使用する材料及び機器等の費用は、受託者の負担とし、電気・上下水道の費用は、委託者の負担とする。

受託者は、作業完了の都度清掃作業報告書をもって委託者の立会検査を受けるものとする。

清掃作業が仕様書に適合しないと委託者が認めたときは、作業の再実施を命ずることができる。

委託者は、随時に作業内容の調査を行い、必要があるときは、その改善を命ずることができる。

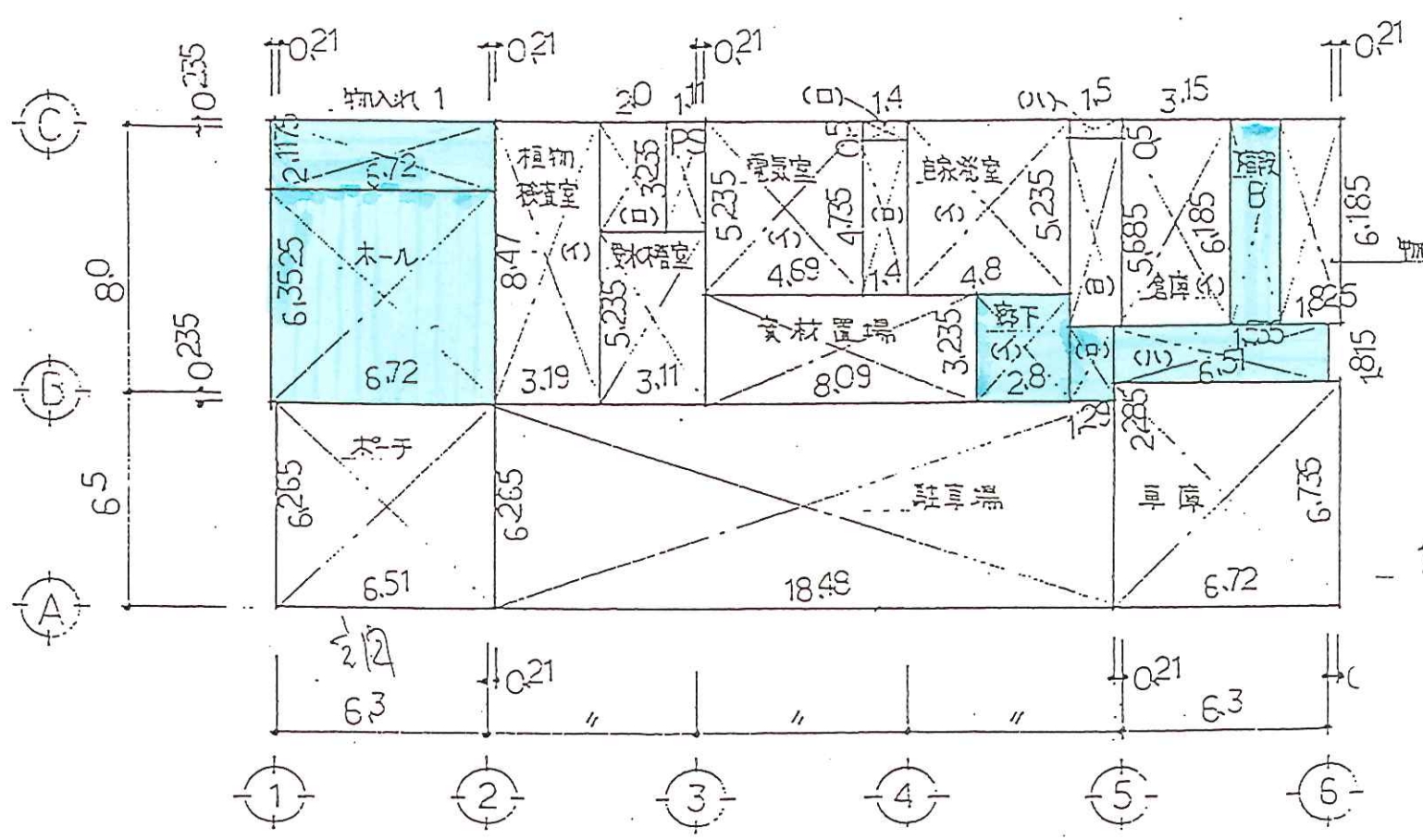
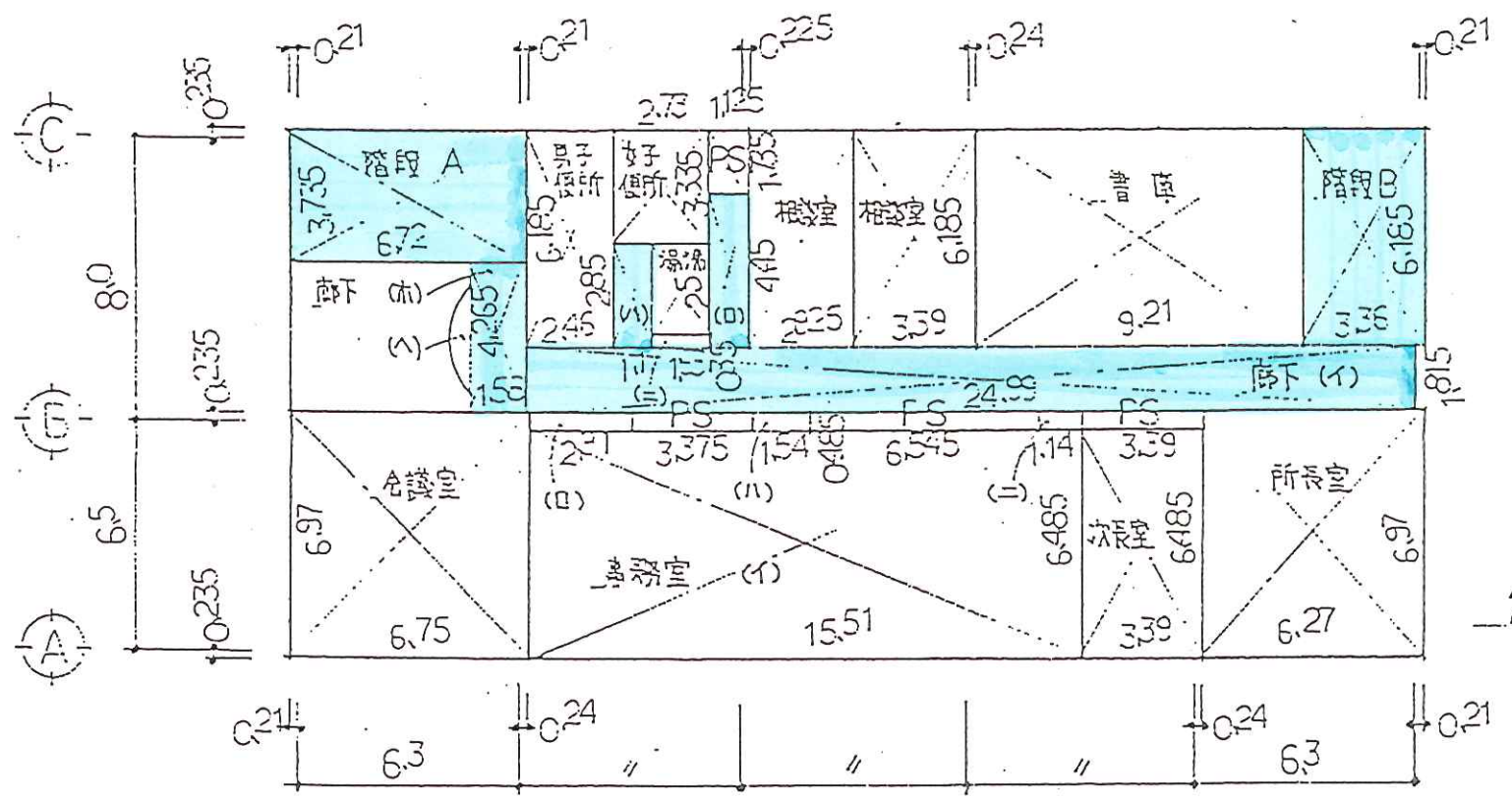
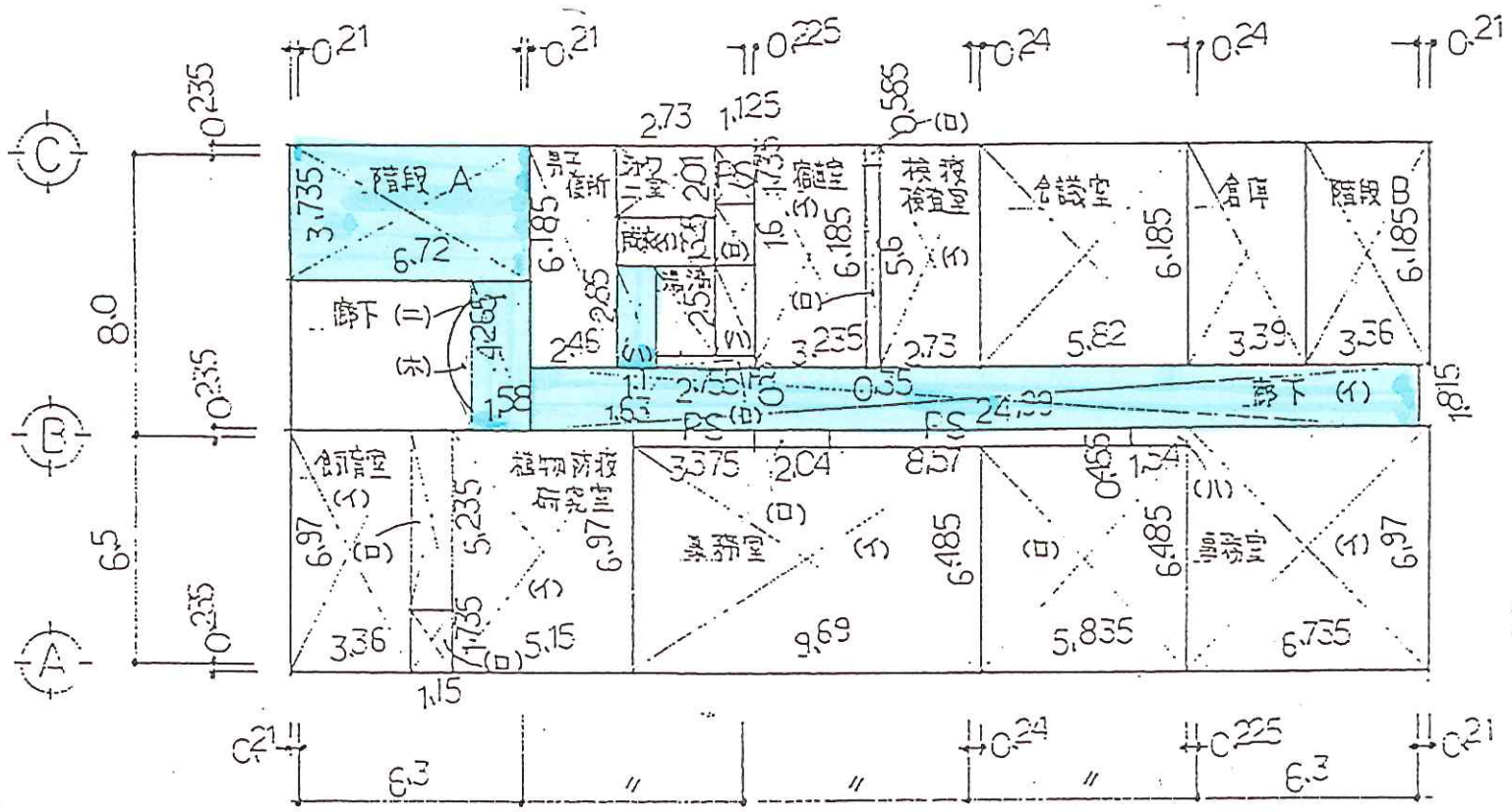
清掃場所及び清掃対象は、別紙図面によるものとする。

庁舎内の清掃用具等の置き場所については、委託者の指示に従う。

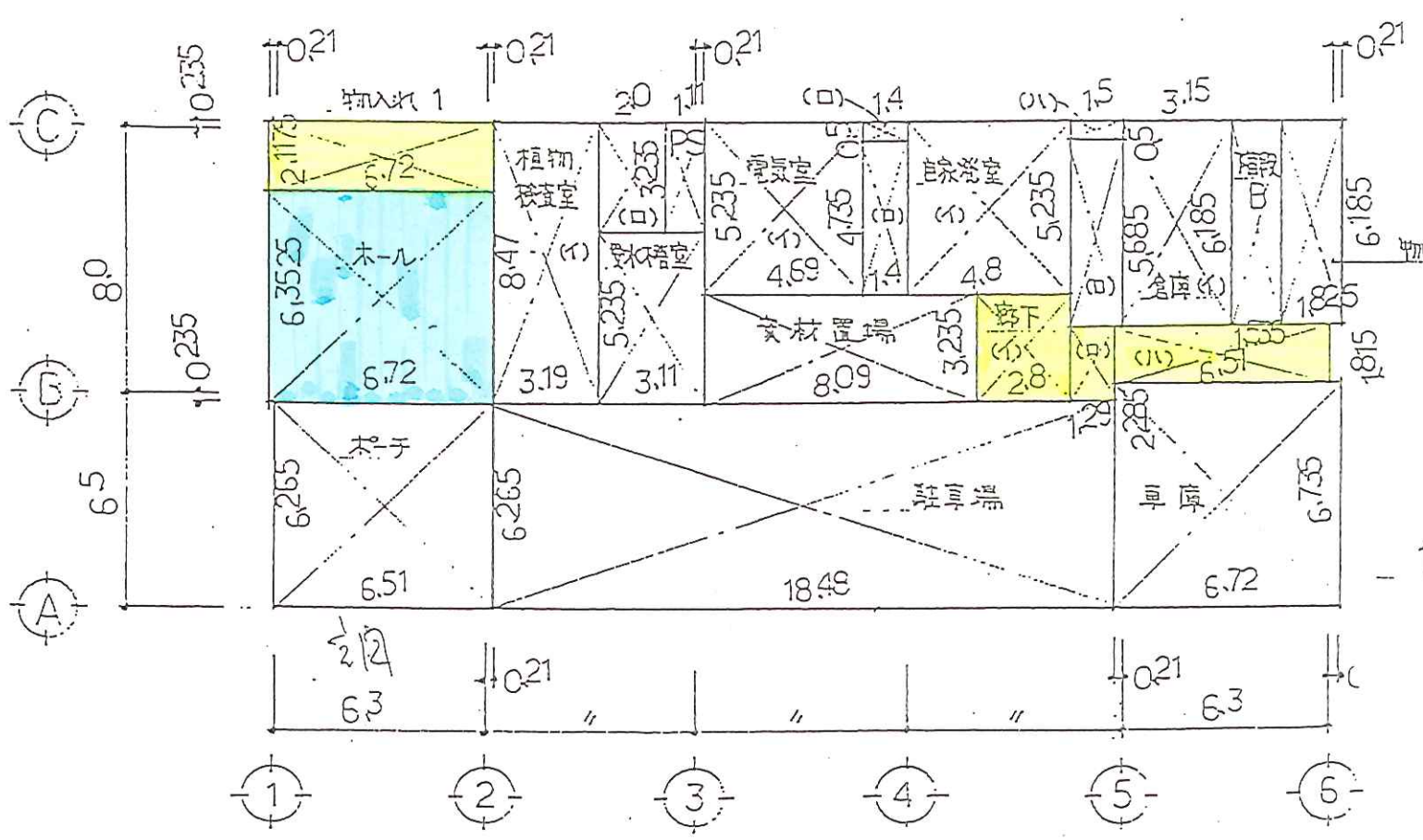
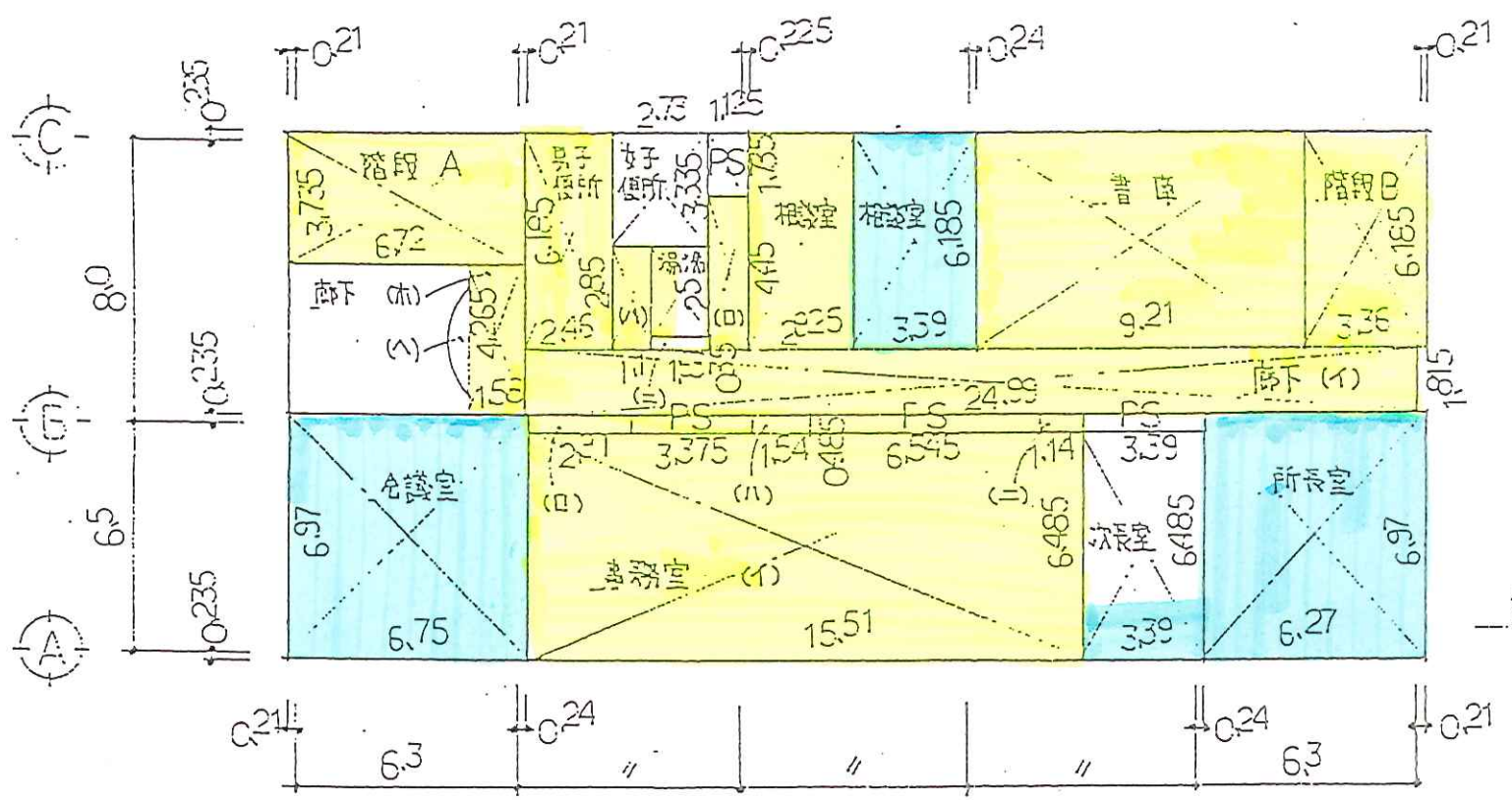
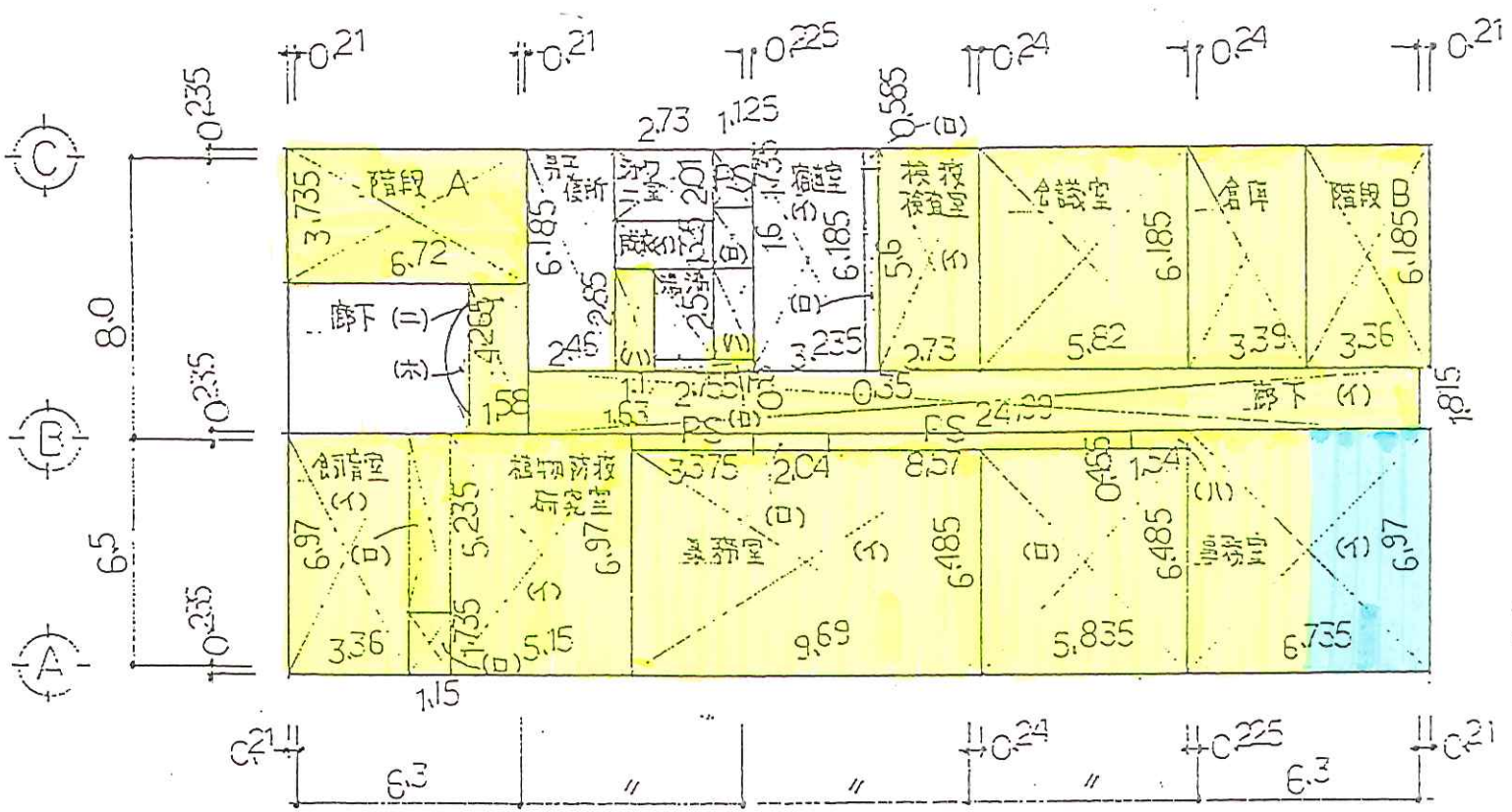
その他、仕様書に記載のない事項については、委託者の指示に従う。

以 上

掃除機
木柱



掃除機室
7.7ス



令和5年度 庁舎清掃委託年間工程表(案)

本工程表は、作業日数を表したもので、必ずしも、作業日を拘束するものではない。

A - ホール・階段・廊下 B - 便所 C - 執務室 D - 窓ガラス

月	日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	作業	A - 5 B - 20 C - 1 D - 0			
	曜	日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
4月	日	曜								C																									A B C D	A - 5 B - 20 C - 1 D - 0	
	作	業	A							A							A							A									祭	A			
5月	日	曜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		B C D	A - 4 B - 20 C - 1 D - 1	
	作	業			祭	祭	祭	A							D	C	A						A							A							
6月	日	曜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		B C D	A - 4 B - 22 C - 1 D - 0		
	作	業			A														A							A											
7月	日	曜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		A B C D	A - 5 B - 20 C - 1 D - 0	
	作	業	A							C							A			祭				A							A						
8月	日	曜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		B C D	A - 4 B - 22 C - 1 D - 1	
	作	業					A							D	祭	C	A					A						A									
9月	日	曜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		B C D	A - 5 B - 20 C - 1 D - 0		
	作	業		A							A							A							祭	A						A					
10月	日	曜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		B C D	A - 4 B - 21 C - 1 D - 0	
	作	業							A							C	A						A							A							
11月	日	曜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		B C D	A - 4 B - 20 C - 1 D - 1		
	作	業			祭									D	C						A					祭											
12月	日	曜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		B C D	A - 4 B - 20 C - 1 D - 0	
	作	業		A							C							A													休	休	休				
1月	日	曜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		B C D	A - 4 B - 19 C - 1 D - 0	
	作	業	休	休	休																																
2月	日	曜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			B C D	A - 4 B - 19 C - 1 D - 1		
	作	業			A														A							祭											
3月	日	曜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		B C D	A - 5 B - 20 C - 1 D - 0	
	作	業		A														A														A					
		合計																																			A - 52 B - 243 C - 12 D - 4



契 約 書 案

1 契約の目的 令和5年度 小笠原総合庁舎清掃委託

2 契約期間 令和5年 4月 1日から
令和6年 3月31日まで

3 契約金額

		百万			千			円
	¥							

(うち取引に係る地方消費税及び消費税の額 円)

「取引に係る地方消費税及び消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に10/100を乗じて得た金額である。

4 履行場所 小笠原総合庁舎

5 契約保証金 免 除

令和5年 月 日

(甲) 委託者 東京都小笠原村父島字東町
契約担当官 小笠原総合事務所長
渡辺 道治

(乙) 受託者

電 話

内容調査済	
-------	--

印 鑑 照 合
代 理 権 査 了

委託者（以下「甲」という）は、表記業務を表記金額で委託するため、受託者を乙として、次の条項により契約を締結する。

なお、契約金額の支払金額については、甲及び北関東防衛局長（以下「丙」という）で定めた按分方法により算出した額 甲 _____円、丙 _____円とし、具体的な請求方法等は本契約書第10条の規定によるものとする。上記金額について、契約期間の中途に消費税率が改正された場合は、その翌月の支払いより、改正後の消費税率によるものとする。

第1条 乙は、本委託業務を表記期間内に別紙仕様書により、甲の指示する作業期日（以下「指定期日」という）に完了しなければならない。

第2条 乙は、指定期日に委託業務を完了することができない理由の発生したときは、その都度遅滞なくその理由及び影響日数等を詳記して届け出なければならない。

第3条 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日に委託業務を完了することができないときは、その理由を詳記して期日延期の願い出をすることができる。この場合において、甲は、その願い出を相当と認めるときはこれを承認することができる。

2 前項の願い出は指定期日までにしなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

第4条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任することができない。

第5条 乙又は代理人及び主任技術者は、指定期日に甲の指定する係員（以下「係員」という）の指示のもとに別紙仕様書に定められたところにより委託業務を実施するものとする。

2 乙は、関係諸法令及び保安関係規定を遵守し、常に善良なる管理者の注意を持って本委託業務の実施にあたるものとする。

3 甲は、使用人のうち委託業務の実施又は管理につきいちじるしく不相当と認められる者があるときは、乙に対してその交替を求めることができる。

4 乙は、この委託業務について仕様書、及び契約事項に明示されていない事項でも、委託業務の性質上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で実施するものとする。

第6条 乙は、受託業務を完了したときは、直ちに届け出て甲の定める検査を受けるものとする。なお、甲の判断により省略することができる。

第7条 甲が検査を実施し、乙が検査に合格しないときは、甲は、1回に限り日時を指定して手直しを認めることができる。乙は、この手直しが終了したときは、甲に届け出てその検査を受けなければならない。

2 前項の場合は、手直しの検査に合格したときをもって当該委託業務を完了したものとする。

第8条 乙は、甲の指定する日時において検査に立ち会うものとする。

2 乙は、前項の立ち会いをしないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

第9条 乙が手直しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。また、乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第10条 乙は、当該月分の契約代金の支払いを翌月初日以降に甲及び丙に対し請求することができる。

2 甲及び丙は、前項の支払請求書を受理した後30日以内に当該月分の契約代金を、当該月分の出来高により乙に支払うものとする。

3 乙は、消費税率が変更された場合は、当該月分の契約代金の支払いについて、その役務提供の完了した日における消費税率により甲及び丙に対し請求するものとする。

4 甲及び丙は、乙の適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に請求金額を支払わないときは政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に規定する遅延利息を支払うものとする。

第11条 乙は指定期日に委託業務を完了しないときは、遅延日数につき、契約金額に年3.0パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする）を乗じて計算した額（100円未満の場合を除く）を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、甲が個々に分割して履行しても支障がないと認めるときは、各部分について計算することがある。

2 第7条の規定による手直しが指定した日時以後にわたるときは、乙は、前項の規定によって違約金を納付するものとする。

3 前2項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約の内容を変更し、又は履行の中止をなすことができる。

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。その他の材料、工具等は、乙は遅滞なく引き取らなければならない。

第14条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、第1号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 乙が指定期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の履行状況の調査又は検査の実施にあたり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が後見開始の審判を受けたとき、又は乙について破産の申し立てがあったとき。
- (5) 乙が銀行取引を停止されたとき。
- (6) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (7) 乙から契約解除の願い出があったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は契約金額の100分の10に相当する額(履行部分があるときは契約金額から履行部分に対する代金相当額を控除して得た額の100分の10に相当する額)を違約金として、甲に納付しなければならない。

3 この条の契約解除は、第11条の規定による遅延違約金の徴収を妨げないものとする。

第15条 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約金額がいちじるしく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議のうえ、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更することができる。

第16条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾をえた場合には、この限りでない。

第17条 甲は、この契約において乙から取得する金銭があるときは、乙に支払うべき代金と相殺する。

第18条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書の各条項若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その2通を保有する。

入札心得書

(総則)

第1条 小笠原総合事務所所掌の清掃業務請負契約に係る競争入札(一般競争及び指名競争をいう。)を行う場合においては、入札者は会計法、予算決算及び会計令(以下「予決算」という。)、契約事務取扱規則及びその他の法令に定めるもののほかこの心得の定めるところに従わなければなりません。

(契約締結)

第2条 落札者が落札者側を責とする理由から、落札決定の日から3日以内に契約を締結しないときは、その落札を無効とすることがあります。

(入札等)

第3条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約書(別添1)を承諾のうえ、入札して下さい。仕様書、図面、契約書案及び添付書類等について疑義があるときは、入札事務担当職員の説明を求めることはできませんが、入札後これら全部又は一部について、不明を理由として異議を申し立てることはできません。

2 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額(総額)を入札書に記載して下さい。

3 入札者は、入札書を別紙の書式により作成し封かんのうえ、入札者の氏名及び入札する件名を表記し、公告又は通知書に示した場所及び日時までに入札箱に投入しなければなりません。

4 入札者は、代理人をして入札させるときは委任状を持参させ、入札前に必ず委任状を入札事務担当職員に提出させなければなりません。

5 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

6 入札者は、その提出した入札書を、その理由の如何に関わらず、引き換え、変更し又は取り消しすることができません。

(入札参加の取りやめ)

第3条の2 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

2 前項の場合において、指名を受けた者は、入札辞退届(様式1)を作成の上、契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによりできない場合、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札を執行する者に直接提出するものとする。

(公平な入札の確保)

第3条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書その他契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札等を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(開札)

第5条 開札は、公告又は通知書に示した場所及び日時に、入札者を立ち会わせて、その面前で行います。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札します。この場合、入札者は異議を申し立てることはできません。

(入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到達した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。

- 一 予決令86条第1項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき
- 二 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があったとき

(落札者の決定)

第7条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、次の各号の一に該当すると認められるときは、最低の入札者を落札者としません。

- (1) 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

(2) 契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不
適当であると認められるとき

2 前項ただし書きの場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他
の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者
がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。ただし、再
度の入札は原則として1回を限度とする。

2 再度の入札をしても落札者がいない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に
よる随意契約には移行しない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該
入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これ
に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。この場合、くじを引かない
者は異議を申し立てることができません。

以 上

様式 1

入札辞退届

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名（印）

契約担当官

国土交通省 小笠原総合事務所長 殿

暴力団排除に関する誓約書事項

当社は（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについては、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している

以上